

2022（令和 4）年度
社会福祉法人共働福社会 事業計画

○はじめに

・混沌とした状況下、私たち共働福社会は、社会保障制度 障害福祉サービスの一翼を担っている。そして利用者の皆様は、不安な中にも「明日も楽しいことが待っているはず」と期待に満ちてすごされている。だからこそ 2022 年度は “明るく” すごしていきたい。気持ち、環境、振る舞い 明るさが一段と増すことにより、自分自身が変わり、周囲にも変化が見られ、法人の空気が変わる。このことを意識して取り組んでいく。

2022 年度の計画・目標を経営方針に沿って以下の通り掲げる

○ご利用者とともに

・コロナ禍において支援方法にも変化が現れ、利用者にも手洗い消毒の励行、マスクの着用などを伝え続けてきた。必要なことではあるがストレスに感じている方もおられるだろう。また外出活動もままならない、楽しみの共有ができにくい状況がまだしばらく続くと思われる。そのような時でも「どうすればみんなが望んでいる活動が実現できるのか」の視点を常にもち、目標を定めてみんなでアイデアを出し合い新たな道を切り開いていくことが求められる。

・どのような状況においても、利用者の権利擁護の意識は絶対的なものとしてとらえ、常に意識して支援を行う。虐待防止と身体拘束の適正化に係る取り組みについては 4 月から義務化されるにあたり、法人内委員会を中心に積極的に取り組んでいく。そして理念に掲げた “自己実現” 利用者が自分らしい自分を追求する その伴走者として個々と向き合っていく。

○活気ある職場

・新卒者の本格採用が 3 年目を終え、就職者は順調な成長ぶりを感じさせている。また担当職員も採用に係る手法を身に付けて力を発揮している。採用するからにはその育成に対しても責任をもつことが必要とされるため、今後はさらにフォローアップ体制を高めて、「継続して働ける職場」を築いていく。

・“研修・学び”による全体のレベルアップについて、オンライン学習（月に 1 時間程度の学習 VTR の視聴）を昨秋より職員全員が受けており、足並みをそろえた研修受講を今後も引き続き行っていく。

・2021年度の報酬改定により、支援体制を整えて実践している事業所には報酬として加算され、さらなる充実にむすびつく制度が一段と顕著になってきた。この傾向はますます高まっていくことから、必要とされる研修受講ならびに法人独自の資格取得制度を活用した国家資格の取得を推し進めていく。

・処遇面については、令和4年2月より新たな処遇改善手当金である処遇改善臨時交付金が一定要件のクリアを条件として支給されることとなった。これは、「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」として、社会保障制度従事者に支給されるものであり、これを我々に対する期待値としてとらえモチベーションのアップにつなげていきたい。その他、従来より受給している処遇改善加算金の分配については、他法人を参考に支給方法の見直しを行い、より明確な給与体制の確立につなげていく。

○未来志向の経営

まずは既存の事業が成長するには何ができるのかを考え、自立経営基盤の強化を図る。そして利用者満足度、職員満足度の向上による好循環によって事業拡大に使える資金を生み出し、その繰り返しによって福祉サービス・社会資源を創出していく。

現在実施している事業からの展開については、各管理者および職員がイメージしている中長期の計画を総合的に判断して形をつくっていく。まずは、福山共働センターの隣接地（自己所有）の活用について具体化させていくところからすすめる。

2022年度から実施される「社会福祉連携推進法人制度」については、その目的として業務の連携によって良質かつ適切な福祉サービスを提供するとともに、経営基盤の強化、経営の効率化、人材の確保・育成を協働で行うものである。未だ不透明な部分は多いが注視して波に乗り遅れないようにすることが必要である。

○地域と共に

希薄な状況がさらに加速しつつあるコミュニティーをつなげるために、できる可能性があることに積極的に関わっていくようにする。ウォーキング、地域清掃、地域情報紙 配布業務などの際に、「よく挨拶してくれるんですよ」とうれしく話しかけてくれる。これも一つの結びつき、貢献活動である。大きなことではないものの、日常や小さな取り組みが地域を支え元気を与える。そこから、イベントの再開などにより、地域を頼りそして頼られることで存在意義を増すことができる。

新たな地域への広報活動として、中高生への業界周知のアプローチを行っていく。

これは大手求人会社の取り組みに参画して出前講座を実施。福祉の仕事をはじめ障害者福祉について情報提供するものであり、共働福祉会のことを知ってもらうチャンスである。

次に3拠点の計画について掲げる

- ・久松共働センター

4月より既存の放課後等デイサービス事業に加えて児童発達支援事業（未就学児対象）を開始する。法人が行う事業の中では新たな領域であるため、関係機関の協力を得ながら、自分たちのカラーを生み出せるよう着実にすすめていく。また久松共働センターは法人本部でもあることから、要の役割を果たすように情報の吸収と発信を常に行っていく。

- ・福山共働センター

ここ数年は大きな波もなく事業を実施してきたが、2019年8月に取得した土地の活用による事業展開が求められる。本来であれば2022年度に建物着工の予定でした。すすめていた計画であり、何をすれば地域のため利用者のためになるのかを熟考した上で、まずは上半期中にはプランを具体化させ設計段階につなげていく。

- ・グループホーム宇宙

開設から3年目を迎え、入居者の入れ替わりもなく当面は安定した状況が見込まれる。取り組みとして、安心してすごせることはもちろん、通所との連携によって日中活動に注力してもらうこと、通院同行による健康面・体調面のサポートなどを継続して実施していく。

コロナ禍の共同生活は想定すべきケースが多いが、利用者自身の家として一人ひとりがさらに落ち着いてすごせる環境を築いていく。そして新たな入居希望に対応するために、第2棟目をどこにどのような形態で実施するかをイメージしながら実現にむけてすすめていく。

2022年度も役職員一体となり事業計画の実現に向けて邁進してまいります。

1. 法人が行う事業

(1) 事業種別

(ア) 第2種社会福祉事業

(2) 名称及び名称

- (ア) 久松共働センター 就労継続支援 B 型
- (イ) 久松共働センター 生活介護
- (ウ) 久松共働センター 特定相談支援事業
- (エ) 久松共働センター 障害児相談支援事業
- (オ) サニーふれいす 放課後等デイサービス
- (カ) サニーふれいす 児童発達支援
- (キ) 福山共働センター 就労継続支援 B 型
- (ク) 福山共働センター 生活介護
- (ケ) 宇宙（そら） 共同生活援助事業
- (コ) 宇宙（そら） 短期入所事業

(3) 管理者

占部 幸一 以下2事業所管轄

- (ア) 久松共働センター 就労継続支援 B 型
- (イ) 久松共働センター 生活介護

松山 健 以下4事業所管轄

- (ウ) 久松共働センター 特定相談支援事業
- (エ) 久松共働センター 障害児相談支援事業
- (ケ) 宇宙（そら） 共同生活援助事業
- (コ) 宇宙（そら） 短期入所事業

戸田 昌良

- (オ) サニーふれいす 放課後等デイサービス
- (カ) サニーふれいす 児童発達支援

小池 政代 以下2事業所管轄

- (キ) 福山共働センター 就労継続支援 B 型
- (ク) 福山共働センター 生活介護

(4) 法人本部所在地

福山市久松台3丁目1番39号

2. 役員・評議員の状況

(役員) 理事6名 監事2名

理事長 松山 健

理 事 松山 健
戸田 榮次（業務執行理事）
瀧口 清美

小迫 紀澄
戸田 清二
平岡 浩

監 事 江草 克己
江草 和広

(評議員) 7 名
野村 守
広川 昌彦
三島 麗子
高橋 宏治
品川 裕見子
丸尾 富美子
藤原 大輔

3. 行事等実施計画

令和 4 年 6 月 理事会の開催
6 月 評議員会の開催
1 2 月 理事会の開催
令和 5 年 3 月 理事会の開催
3 月 評議員会の開催

※理事会・評議員会はその他必要に応じて開催する

(研修等)
理事等研修会
監事等研修会
評議員等研修会
広島県社会福祉経営者協議会 総会・定例会参加

以上

2022（令和 4）年度 社会福祉法人共働福祉会 久松共働センター事業計画

1. 所在地

広島県福山市久松台 3 丁目 1 番 39 号

2. 利用定員

○障害福祉サービス事業

- ・生活介護 20 人
- ・就労継続支援 B 型 20 人

○障害児通所支援事業

事業所名：サニーふれいす

放課後等デイサービス

児童発達支援 2 事業合計 20 人

○福山市地域生活支援事業

- ・日中一時支援事業 10 人

3. 職員定数

・生活介護

管理者	1 人（兼務）	サービス管理責任者	1 人（兼務）
看護師	1 人	生活支援員	18 人（内 1 人兼務）
調理員	1 人（兼務）	医師	1 人（嘱託）

・就労継続支援 B 型

管理者	1 人（兼務）	サービス管理責任者	1 人（兼務）
生活支援員	1 人	職業指導員	5 人（内 1 人兼務）
目標工賃達成指導員	1 人	調理員	1 人（兼務）
医師	1 人（嘱託）		

・放課後等デイサービス・児童発達支援

管理者	1 人（兼務）	児童発達支援管理責任者	1 人（兼務）
指導員等	9 人	医師	1 人（嘱託）

・日中一時支援

管理者	1 人（兼務）	指導員	10 人（兼務）
-----	---------	-----	----------

※指導員は障害福祉サービス事業と兼務 開所日に 2 名ローテーション勤務

（日中一時支援開所日は 障害福祉サービス事業は休業日）

・特定相談支援事業 障害児相談支援事業

管理者	1 人（兼務）	相談支援専門員	1 人（専任）
		相談支援専門員	1 人（兼務）

4. 事業開始予定年月日

事業開始	2022 年 4 月 1 日
事業完了	2023 年 3 月 31 日

5. 事業運営基本計画

1. 別紙年間活動計画書に基づき年間を通して目標を達成できるよう努める。
2. 防災避難訓練等を実施し、非常事態に備える。
3. 年 2 回健康診断を行い、健康管理を行う。
4. 職員研修をはじめ、各種研修会に参加し職員の質の向上に努める。
5. 各種苦情にも積極的に取り組み、利用者や家族に信頼される施設を目指す。

6. 住み慣れた地域で自立した生活ができるよう、それぞれの能力に応じた支援計画を作成し支援する。

6. 利用者の処遇

1. 運営の方針

- (1) 事業所は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意向、適正、障害の特性その他の事情を踏まえて個別支援計画を作成し、これに基づき利用者に対して障害福祉サービス、障害児通所支援を提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより利用者に対して適切かつ効果的に障害福祉サービス、障害児通所支援を提供するものとする。
- (2) 事業所は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立った障害福祉サービス、障害児通所支援の提供に努めるものとする。
- (3) 事業所は、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町、他の障害福祉サービス事業、障害児通所支援事業を行う者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。
- (4) 前3項のほか、以下に定める内容、その他関係法令を遵守し事業を実施するものとする。

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）（平成17年11月7日法律第123号）

- ・障害者総合支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年9月29日厚生労働省令第171号）
- ・障害者総合支援法に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年3月13日厚生労働省令第28号）、

○児童福祉法（昭和22年12月12日法律第164号）

- ・児童福祉法に基づく指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年2月3日厚生労働省令第15号）
- ・児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年3月13日厚生労働省令第29号）

2. 障害福祉のサービスの内容

(1) 生活介護

- ① 食事・入浴・排泄等の介護、日常生活上の支援
- ② 軽作業等の生産活動や創作的活動の機会の提供
- ③ 前2項を通じた身体能力、日常生活能力の維持・向上のための支援
- ④ その他利用者の支援に関すること

(2) 就労継続支援B型 専用作業棟：「ワークプレイス」

- ① 事業所内外における就労の機会及び生産活動の機会の提供に関する支援
- ② 前項に基づき、知識、能力が高まった利用者に対する就労への移行に向けた支援
- ③ 社会的自立に向けて、地域生活を営むために必要な訓練・余暇活動の支援
- ④ その他利用者の支援に関すること

(3) 放課後等デイサービス・児童発達支援

- ① 食事・排泄等の介護、日常生活上の支援
- ② 創作的活動の機会の提供
- ③ 前2項を通じた身体能力、日常生活能力の維持・向上のための支援
- ④ その他利用者ならびに保護者の支援に関すること

- (4) 日中一時支援
- ①食事の提供・身辺介護・健康管理
 - ②利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するための必要な支援
 - ③機能訓練及び社会適応訓練
- (5) 特定相談支援事業 障害児相談支援事業
- ①支給決定または支給決定の変更前に、サービス等利用計画・障害児支援利用計画案を作成
 - 支給決定または変更後、サービス事業者との連絡調整、計画の作成
 - ②支給決定後、厚生労働省で定める期間ごとに、サービス等の利用状況の検証を行い計画の見直しを行う（モニタリング）
 - サービス事業者等の連絡調整、支給決定または支給決定の変更に係る申請の推奨

- (6) 作業内容
- ・生活介護
 - ①菓子箱折り
 - ②キット（CDボックス等）の袋入れ
 - ③無料地域情報誌の配布
 - ④ネジへのワッシャーはめ
 - ・就労継続支援B型
 - ①乾燥野菜・その他食品の袋詰め
 - ②染料を使用した自主製品づくり
 - ③獣害対策用ワイヤーネットの設置
 - ④書類の封入
 - ⑤飲料自動販売機の商品充填・管理

7. 健康管理

年2回健康診断（但し放課後等デイサービス・児童発達支援の利用者は除く）

8. 防災計画

年2回防災訓練（放課後等デイサービス・児童発達支援の利用者は可能な際に別に行う）

9. 日 課

○生活介護		就労継続支援B型	
9:45		開所	
10:00～10:10		朝の会	
10:10～12:00		作業・活動	
12:00～13:00		休憩	
13:00～15:00		作業・活動	
15:00～15:15		休憩	
15:15～15:40		作業・活動	掃除
15:40～15:45		終わりの会	
15:45～		送迎車 乗車	
16:00～		帰路出発	

○放課後等デイサービス（休業日）

9:00 開所 順次来所

10 : 00～10 : 10	朝の会
10 : 10～12 : 00	活動
12 : 00～13 : 00	昼食・休憩
13 : 00～15 : 00	活動
15 : 00～15 : 15	休憩
15 : 15～16 : 20	活動
16 : 20～16 : 30	終わりの会
16 : 30～	送迎車乗車・出発

○放課後等デイサービス（放課後支援）

14 : 00～	順次来所 活動 迎え（各学校へ）
----------	---------------------

15 : 30～	はじまりの会
15 : 50～16 : 50	活動
16 : 50～17 : 00	終わりの会
17 : 00～	帰路出発

○児童発達支援事業

9 : 45～	開所
9 : 45～10 : 00	はじまりの会
10 : 00～11 : 30	活動
11 : 30～12 : 30	昼食・休憩
12 : 30～13 : 20	活動
13 : 20～13 : 30	終わりの会
13 : 30～	帰路出発

10. 資金計画

別紙収支予算書のとおり

2022（令和 4）年度 社会福祉法人共働福祉会 福山共働センター事業計画

1. 所在地

広島県福山市御幸町上岩成 731

2. 利用定員

生活介護	10 人
就労継続支援 B 型	20 人

3. 職員定数

・生活介護

管理者	1 人	サービス管理責任者	1 人
看護師	1 人（兼務）	生活支援員	7 人
医師	1 人（嘱託）		

・就労継続支援 B 型

管理者	1 人	サービス管理責任者	1 人
生活支援員	1 人	職業指導員	3 人
目標工賃達成職員	1 人	医師	1 人（嘱託）

4. 事業開始予定年月日

事業開始	令和 4 年 4 月 1 日
事業完了	令和 5 年 3 月 31 日

5. 事業運営基本計画

1. 別紙年間活動計画書に基づき年間を通して目標を達成できるよう努める。
2. 防災避難訓練を年 2 回実施し、非常事態に備える。
3. 健康診断を年 2 回行い、健康管理を行う。
4. 職員研修をはじめ、各種研修会に参加し職員の質の向上に努める。
5. 各種苦情にも積極的に取り組み、利用者や家族に信頼される施設を目指す。
6. 住み慣れた地域で自立した生活ができるよう、それぞれの能力に応じた支援計画を作成し支援する。

6. 利用者の処遇

1. 運営の方針

- (1) 事業所は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意向、適正、障害の特性その他の事情を踏まえて個別支援計画を作成し、これに基づき利用者に対して障害福祉サービスを提供するとともに、その効果について継続

的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより利用者に対して適切かつ効果的に障害福祉サービスを提供するものとする。

- (2) 事業所は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立った障害福祉サービスの提供に努めるものとする。
- (3) 事業所は、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町、他の障害福祉サービス事業を行う者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。
- (4) 前3項のほか、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」（平成17年11月7日法律第123号）、及び「障害者総合支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」（平成18年9月29日厚生労働省令第171号）に定める内容のほか関係法令を遵守し、事業を実施するものとする。

2. 障害福祉のサービスの内容

(1) 生活介護

- ① 食事・入浴・排泄等の介護、日常生活上の支援
- ② 軽作業等の生産活動や創作的活動の機会の提供
- ③ 前2項を通じた身体能力、日常生活能力の維持・向上のための支援
- ④ その他利用者の支援に関すること

(2) 就労継続支援B型

- ① 事業所における就労の機会及び生産活動の機会の提供に関する支援
- ② 前項に基づき、知識、能力が高まった利用者に対する就労への移行に向けた支援
- ③ 社会的自立に向けて、地域生活を営むために必要な訓練・余暇活動の支援
- ④ その他利用者の支援に関すること

3. 作業内容（生産活動）

(1) 生活介護

- ①キットBOXの袋詰め
- ②無料地域情報誌（プレスシード）の配布
- ③その他受注作業

(2) 就労継続支援B型

- ①軍手の検査・結束
- ②ブレーカーの部品付け
- ③無料地域情報誌（プレスシード）の配布
- ④その他受注作業

7. 健康管理

年2回健康診断（6月、12月）

8. 防災計画

年2回防災訓練（5月、1月）

9. 日 課

9：45 ～	開所
9：45～10：00	朝の会
10：00～11：00	作業・活動
11：00～11：15	休憩
11：15～12：00	作業・活動
12：00～13：00	休憩
13：00～14：30	作業・活動
14：30～14：45	休憩
14：45～15：30	作業・活動
15：30～16：00	清掃・終わりの会
16：00～	帰宅

10. 資金計画

別紙収支予算書のとおり

令和 4（2022）年度 社会福祉法人共働福祉会
共同生活援助 ^{そら}宇宙 事業計画

1. 所在地

広島県福山市久松台 3 丁目 12 番 13 号

2. 利用定員

○障害福祉サービス事業

- | | |
|----------|-----|
| ・ 共同生活援助 | 8 人 |
| ・ 短期入所 | 2 人 |

3. 職員数

・ 共同生活援助 短期入所

- | | |
|-----------|---------|
| 管理者 | 1 人（兼務） |
| サービス管理責任者 | 1 人（兼務） |
| 生活支援員 | 9 人（兼務） |
| 世話人 | 7 人（兼務） |

4. 事業開始予定年月日

事業開始 2022 年 4 月 1 日

事業完了 2023 年 3 月 31 日

5. 事業運営基本計画

1. 住み慣れた地域で自立した生活ができるよう、それぞれの能力に応じた支援計画を作成し支援する。
2. 防災避難訓練等を実施し、非常事態に備える。
3. 職員研修をはじめ、各種研修会に参加し職員の質の向上に努める。
4. 各種苦情にも積極的に取り組み、利用者や家族に信頼される施設を目指す。

6. 利用者の処遇

1. 運営の方針

- (1) 事業所は、利用者が地域において共同して自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて共同生活を営むべき住居をいう。共同生活援助において入浴、排せつ及び食事等の介護、相談その他の日常生活上の支援を適切かつ効果的に行うものとする。
- (2) 指定共同生活援助の実施に当たっては、地域との結び付きを重視し、利用者の所在する市町、他の指定障がい福祉サービス事業者、指定相談支援事業者、指定障がい者支援施設その他福祉サービス又は保健医療サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

(3) 前2項の他、法及び「福山市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」(平成24年9月28日条例第40号)を遵守し、事業を実施するものとする。

2. 障害福祉のサービスの内容

(1) 共同生活援助

- ① 食事・入浴・排泄等の介護、日常生活上の支援
- ② 休日夜間における支援、緊急時の対応
- ③ 利用者に対する相談、余暇活動などの支援
- ④ 地域において、共同して自立した日常生活又は社会生活を営むための支援
- ⑤ その他利用者の支援に関すること

(2) 短期入所

- ① 食事・入浴・排泄等の介護、日常生活上の支援
- ② 休日夜間における支援、緊急時の対応
- ③ 利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて必要な保護
- ④ 利用者の自立した日常生活又は社会生活を営むための支援
- ⑤ その他利用者の支援に関すること

7. 日課

○共同生活援助・短期入所(平日)

7:00	起床・通所準備
8:00	朝食
9:30	通所送迎 乗車
	通所
16:10	通所送迎 降車
16:30	入浴・洗濯・余暇
18:00	夕食
19:00	入浴・洗濯・余暇
21:00	就寝
22:00	消灯

○共同生活援助・短期入所(休日)

7:00	起床
8:00	朝食
9:30	掃除・洗濯 余暇
12:00	昼食 余暇
16:30	入浴・余暇
18:00	夕食
19:00	入浴・余暇
21:00	就寝
22:00	消灯

8. 資金計画

別紙収支予算書のとおり